

## 令和6年高島市教育委員会第2回臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年3月28日（木）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時49分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第  
教育長あいさつ  
会議録署名委員の指名  
議第23号 高島市立公民館職員の任命について  
議第24号 高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則案  
議第25号 高島市子ども読書活動推進計画委員会設置要綱および高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案について  
議第26号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について  
議第27号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案  
議第28号 高島市教育委員会事務局等の人事について  
報告第6号 高島市今津総合運動公園ほか3施設の臨時休園について  
報告第7号 高島市部活動の指導について
- 4 出席委員  
川島教育長、田邊委員、橋本委員、高木委員、川原林委員
- 5 事務局出席者  
木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、熊地教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部調整担当監（図書館担当）、竹井社会教育課長、小川文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、横井川市民会館長、岡部学校教育課長、保木学事施設課長、川崎学校給食課長、西川給食施設整備課長、松岡教育総務課主任、末綱教育総務課主査
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

## 議事の経過

開会 教育長が第2回臨時会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 田邊委員、高木委員

議題の公開／非公開 議第26号の非公開を決定

### 議第23号 高島市立公民館職員の任命について

#### 【説明】 竹井社会教育課長

本件は、社会教育法第28条で、市町村の設置する公民館の館長、主事、その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命すると規定されており、次の者を公民館職員に任命することについて議決を求めるものである。

令和6年度の公民館職員については、名簿に記載している32名である。内訳として、公民館参与は6名で、うち新任がマキノ公民館の小久保氏と朽木公民館の森本氏の2名である。

次に、社会教育指導員および公民館管理人は16名で、全員が再任である。

最後に、公民館夜間管理人は10名で、うち新任は安曇川公民館の靦淵氏と新旭公民館の小畠氏の2名である。

任期は、いずれも令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間である。

なお、各館の公民館長については、社会教育課との連携により、公民館活動を充実させる観点から、社会教育課長が兼任している。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

### 議第24号 高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則案

#### 【説明】 竹井社会教育課長

本件は、高島市議会3月定例会で高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案が議決されたことを受けて、当条例を引用している当該規則を一部改正するものである。

内容は、高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償等に関する条例の題名に勤勉手当が追加され、題名が高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当および費用弁償等に関する条例となったことから、当条例を引用する当該規則第7条中の「期末手当」の次に「勤勉手当」を加えるものである。

改正規則の施行は、令和6年4月1日からである。

【質疑等】

○橋本委員

勤勉手当が加わることにより、どのように変わるのか。

○竹井社会教育課長

勤勉手当が追加されるので、昨年より収入は上がる。

○田邊委員

どういものが勤勉手当になるのか。

○竹井社会教育課長

正職員は期末手当と勤勉手当をあわせて、年2回賞与をもらっている。今まで会計年度任用職員は期末手当だけであったが、勤務成績に応じた勤勉手当が追加される。

**【採 決】** 可決

**議第25号 高島市子ども読書活動推進計画委員会設置要綱および高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案について**

**【説明】** 竹井社会教育課長

本件は、高島市議会12月定例会で高島市立保育園および小規模保育園設置条例の一部を改正する条例案が議決され、古賀保育園が乳児保育に特化した小規模保育事業所となり、児童福祉法に基づく保育園ではなくなったことを受けて、当該要綱第3条第2項第6号中の「保育園または認定こども園の関係者」を「認定こども園等の関係者」に改めるものである。

この告示の適用は、令和6年4月1日からとなる。

**【質疑等】**

○橋本委員

当該要綱の委員には、保育園関係者は含まれない認識でよいか。

○竹井社会教育課長

市内認定こども園の中に保育園部があるので、保育園関係者にも入ってもらっている。

**【採 決】** 可決

**議第26号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について**

**【説明】** 非公開

**【質疑等】** 非公開

**【採 決】** 非公開

## 議第27号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

### 【説明】 熊地教育総務部次長

本件は、組織機構の見直しによる給食施設整備課廃止に伴い、当該規則の一部を改正するものである。内容は、第2条の部等の設置から給食施設整備課ならびに第3条の学校施設整備課の事務分掌を削除するものである。

### 【質疑等】

○田邊委員

給食施設整備課の事務は、学校給食課で行うことになるのか。

○熊地教育総務部次長

学校給食課で行うことになる。

○田邊委員

給食施設整備課の事務が学校給食課に追加されるが、人員は現状のままか。

○熊地教育総務部次長

給食施設整備課にいた職員が1名減となったうえで、学校給食課に統合される。

### 【採決】 可決

## 第28号 高島市教育委員会事務局等の人事について

### 【説明】 饗庭教育指導部長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づき、教育委員会事務局職員および高島市教育委員会事務局組織規則第2条に規定する教育機関の長等の任免につきまして、議決を求めるものである。

※対象となる次の教育委員会事務局職員等（参事級以上）の任免について説明

- ・市長部局から教育委員会事務局に異動となる一般行政職員
- ・教育委員会事務局から市長部局に異動となる一般行政職員
- ・教育委員会から市内小中学校に帰任する教職員
- ・退職者

### 【質疑等】

○田邊委員

退職される前田氏の記載がないが、どこにあるのか。

○饗庭教育指導部長

正職員であるが、中学校の用務員として配属していた関係で、事務局枠外でご理解いただきたい。

**【採 決】** 可決

#### 報告第6号 高島市今津総合運動公園ほか3施設の臨時休園について

**【説 明】** 森本市民スポーツ課長

本件は、今津総合運動公園、今津B&G海洋センター、今津屋根付き運動場サンルーフ今津、今津山村広場の指定管理者である公益財団法人ひばりから、個別の条例で定める開園時間等の変更の規定に基づき、施設を臨時休園する旨が申請され、これを承認したので、その内容について報告するものである。

対象となる施設は、今津総合運動公園内にある3施設と今津山村広場の計4施設で、臨時休園となる日は、令和6年4月15日(月)である。臨時休園となる時間帯は、個別の条例で定める開園時間のうち、今津総合運動公園が午前8時30分から午後5時まで、今津B&G海洋センターが午前9時30分から午後4時まで、今津屋根付き運動場サンルーフ今津が午前9時から午後5時まで、今津山村広場が午前9時から午後5時までである。

理由としては、電気設備点検によるもので、電気事業法の規定に基づき、施設内の各電気設備機器を停止し、年1回の電気設備の点検作業を行うものである。

利用者への周知方法は、市の防災行政無線放送および現地の公園内事務所等での休園表示により周知する。

**【質疑等】** なし

#### 報告第7号 高島市部活動の指導について

**【説 明】** 岡部学校教育課長

本件は、令和4年12月にスポーツ庁および文化庁が、令和5年3月に滋賀県教育委員会が、学校部活動に関するガイドラインを定め、学校設置者が定める方針の基準を示したことを受け、高島市の運動部および文化部の部活動全体に係る方針として「高島市部活動の指導について」を改訂したので、報告する。

主な改訂のポイントとして、1 部活動の在り方についての方針(1)部活動の意義の3段落目に、地域・学校の実情に応じた持続可能で、生徒にとって多様な活動を体験できる機会が確保されることが望ましいことを追記した。さらに(2)適切な運営のための体制整備の中に、②生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置することを追加した。また、3 部活動の指導について、(3)部活動外部指導者等の活用についての内容を加筆修正し、部活動指導員や部活動外部指導者等は必要に応じて活用するとともに、その活用にあたっては、教職員の共通理解を図ることとした。

この「高島市部活動の指導についての改訂版」については、市内各中学校の4月の職員会議において、全職員で確認をすることとしており、引き続き、部活動の適切な運営と管理に努める。

**【質疑等】**

○橋本委員

学校において希望の部活動がない場合は、他学校に行って中学校体育連盟の大会に出場できる等の措置はあるのか。

○岡部学校教育課長

令和6年度より、休日の拠点校部活動を実施する。今津中学校スキー部、安曇川中学校軟式野球部、ソフトテニス部男子においては、拠点校部活動というかたちで土日の部活動に参加できるようになった。またクラブチームに所属している場合は、本人の選択によって学校で活動するか、クラブチームで活動するか選べ、今までになかった部活動でやりたいものがあれば選択肢が広がる。

○橋本委員

選択肢が増え、納得したうえで部活動を選べるのは良いと思う。

○田邊委員

外部チームに所属すると、部費の発生、保護者の理解、送迎など課題がある。さらに団体競技の場合、外部チームで出場を希望することから、所属校の団体人数が不足し、大会に出場できないことが想定される。また外部指導者を取り入れる場合、顧問の先生との共通理解が必要である点、顧問の先生の競技の知識に応じて、外部指導者が不要になる点など課題があるので、外部指導員の運用を細かく決めておく方が良い。

○岡部学校教育課長

土日部活動の地域移行について、昨年度から推進協議会を開催し、交通費の問題等検討しており、次年度以降、焦点化されるとよいと考えている。

○田邊委員

教職員の負担軽減もあるが、子ども達が好きなことができるように、進めていただきたい。

**閉会** 教育長が第3回定例会の閉会を宣言